

茨城県男女共同参画苦情・意見処理事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、茨城県男女共同参画推進条例（平成13年条例第1号）第14条第1項の規定に基づき、県民及び事業者からの男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見の申出（以下「申出」という。）を、適切かつ迅速に処理するために必要な事項を定めるものとする。

(部会の職務等)

第2条 申出を適切かつ迅速に処理するため、茨城県男女共同参画審議会規則（平成13年規則第39号）第4条に基づき茨城県男女共同参画苦情・意見処理部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 部会は、県民及び事業者からの申出に応じ、関係相談機関等と連携を図り、事実関係の確認や必要な調査、関係者との協議等を行い、関係者に対し、助言等を行うほか、必要に応じて、改善方策等に関する意見を知事に述べるものとする。

3 部会は、前項の業務を行った場合は、申出人に対し、その内容を報告するものとする。

(申出の方法)

第3条 申出は、次に掲げる事項を記載した申出書（様式第1号）を男女共同参画相談員（以下「相談員」という。）あて提出する。ただし、当該申出書の提出ができない特別の理由があるときは、口頭により申出を行うことができる。

(1) 申出をする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）並びに電話番号

(2) 申出の趣旨及び理由

(3) 他の機関等への相談等の状況

(4) 申出の年月日

(5) その他

2 前項ただし書きの規定により口頭による申出があつたときは、部会は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

(対象事案)

第4条 男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての県民等からの苦情その他の意見の申出を受け付ける。ただし、次のものは処理の対象にしない。

(1) 判決、裁決等により確定した事項及び裁判所において係争中の事案に関する事項

(2) 行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の紛争の解決の援助の対象となる事項

(4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(5) 県民等からの申出に関し部会において処理をした事案に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、部会において処理することが適当でないと認められた事項

(男女共同参画審議会への報告)

第5条 部会は、申出及び相談の処理内容等について、年1回、茨城県男女共同参画審議会に対し報告するものとする。

(個人情報の保護に対する配慮等)

第6条 部会委員及び相談員は、申出に関し、事実関係の確認や必要な調査、関係者との協議などを行うにあたっては、申出人及び関係者に関する個人情報の保護等に十分配慮するとともに、申出人及び関係者が不利益を被らないように配慮するものとする。

付 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

